

花巻市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和8年7月30日

花巻市監査委員	萬	久	也
花巻市監査委員	横	田	忍

記

1 監査の対象

財務部

財政課、契約管財課、市民税課、資産税課、収納課

市民生活部

生活環境課（清掃センター含む）、市民登録課、市民生活総合相談センター

生涯学習部

生涯学習課（国際交流室、生涯学園都市会館、高村光太郎記念館含む）、新花巻図書館整備室、萬鉄五郎記念美術館

2 監査の実施日

令和8年7月1日～7月2日

3 監査の内容

令和7年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の方法

花巻市監査基準及び令和8年度花巻市監査計画に基づき、あらかじめ所定の調書及び関係書類の提出を求めたうえで、事務の執行及び経営に関する事業の管理が法令等に基づき、適正でかつ効率的に行われているかに着眼し、通常実施すべき監査手続きにより、その内容を調査照合するとともに、必要に応じてその都度関係職員から説明を聴取して確認を行った。

5 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。